

番 号 : 160480

国 名 : イラン・ブータン

担当部署 : 社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名 : 2016年度国別ジェンダー情報整備調査 (イラン・ブータン) (ジェンダー分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : ジェンダー分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年9月上旬から2017年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 8M/M、現地 0. 93M/M、合計 2. 73M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 帰国後整理期間
10日 28日 26日
(イラン 14日)
(ブータン 14日)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月27日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014年4月以降契約) > 業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について) (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年8月5日 (金) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
 - 1) 業務方針の的確性 16点
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - 1) 類似業務の経験 44点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - 3) 語学力 16点
 - 4) その他学位、資格等 12点
- (計100点)

類似業務 :	ジェンダーに関する各種調査
対象国/類似地域 :	中東・南アジア/全途上国
語学の種類 :	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

開発援助においては、1960年代から開発途上国の女性の開発への参加及び女性の地位向上が重要であることが認識され、特に1970年代以降になると「開発と女性(WID: Women in Development)」が開発課題として重視されるようになった。1980年代には、WIDのように女性を問題として捉えるのではなく、「男性と女性の相対的な関係」や「女性に差別的な制度や社会システム」を変えていく必要があるとする考え方「ジェンダーと開発(GAD: Gender and Development)」が重視されるようになり、GADを定着させる方法論として、「ジェンダー主流化」が国際社会で重視されるようになった。ジェンダー主流化は、全ての開発政策、施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、全ての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、ジェンダーの視点に立って開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスである。

日本政府は、2013年及び2014年の国連総会での首相演説でODAによるジェンダー平等やエンパワメントへの積極的な支援について表明しており、2015年2月に閣議決定した開発協力大綱において、人間の安全保障の推進としてジェンダー平等視点の重要性を打ち出している。さらに、開発協力大綱に基づき、2016年5月に「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定されている。このような動きの中、JICAでは、中期目標・計画で「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」に取り組むことを掲げている。JICAは1996年度以来計80の援助対象国においてジェンダー情報整備調査を実施し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する案件形成や、各セクター事業におけるジェンダーの視点の組み込みの促進を図っている。

本業務は、イランとブータンを対象とし、当該国の基本的なジェンダー関連情報取りまとめと、JICAが事業を実施する上で必要なジェンダー視点の整理を行い、事業(援助方針策定から計画立案、事業運営、モニタリング・評価まで)におけるジェンダー主流化を促進することを目的とし実施するものである。

なお、本調査により作成する報告書(和文及び英文)は、国際協力機関関係者等、関心を持つ層による幅広い活用に供すべくJICAホームページ上で公開する予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ジェンダー基礎情報収集及び報告書取りまとめのために必要な以下の業務を行う。

(1) 調査方針

1) イラン

- (ア) 2007年度に一度調査を実施しているため、その報告書に基づき基礎指標や女性の概況について情報の更新を行う。
- (イ) イランは近隣諸国と比較すると女性の学位取得や社会進出が進んでおり、同国の女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組みを調査することは、近隣諸国においてジェンダー主流化を推進する際に参考になる。したがって、ジェンダーに関する優良事例の抽出を念頭において調査を行う。
- (ウ) JICA事業協力分野(環境、農業・農村開発、防災、保健等)のジェンダーの状況、課題、政府の取組、JICAおよび他援助機関の支援等について情報を取りまとめるとともに、既存・新規案件におけるジェンダー視点に立ったレビュー・提言を行う。
- (エ) イラン国内での情報収集には制約がある一方で、国内での研究の蓄積はあるので、イラン国内の調査のみならず、文献調査など日本で入手可能な情報を活用することも検討する。
- (オ) 調査報告書の作成においては、根拠となるデータの出典を明らかにするなど、報告書閲覧者が活用しやすいように配慮する。

2) ブータン

- (ア) 2004年度に一度調査を実施しているため、その報告書に基づき基礎指標や女性の概況について情報の更新を行う。
- (イ) ブータンは母系社会であることから、他国と比較して女性の家庭内での立場や

決定権は高いとされ、基幹産業である農業においても女性が担い手となっているケースが多い。一方、政治参画については、男性が主要なポジションを占めている。したがって、本調査においては、ブータン固有の女性の概況と近代化の影響による近年の変化、農業における女性の役割とその変遷、地方行政参画等のコミュニティーにおける女性の役割とその変遷などを調べ、当該国のジェンダー像を包括的な視点から捉えることを目指す。

- (ウ) JICA 事業協力分野（農業・農村開発、地方行政、村落コミュニティーにおける企業育成、防災におけるジェンダー配慮など）について、各分野のジェンダーの状況、課題、政府の取組、JICA および他援助機関の支援等について情報を取りまとめるとともに、既存・新規案件におけるジェンダー視点に立ったレビュー・提言を行う。
- (エ) 調査報告書の作成においては、根拠となるデータの出典を明らかにするなど、報告書閲覧者が活用しやすいように配慮する。

(2) 調査項目

- 1) 基礎指標：
社会経済関連指標、教育関連指標、保健医療関連指標、持続可能な開発（SDGs）ゴール5に関する指標、ジェンダー関連指標、ジェンダー関連情報（女性の政治参加、条約、法律等）
- 2) 当該国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取組：
女性の概況（地域性、宗教、カースト、民族等の視点も踏まえる）、ジェンダーに関する政府の取り組み（政策・制度、開発計画等）、ナショナル・マシナリーの現状と課題（構造、機能・権限、所掌する事業、予算、ジェンダー主流化体制（他省庁や地方政府との連携・役割分担、予算配分機能等））
- 3) 主要セクターにおけるジェンダー状況：
 - (ア) イラン
環境、農業・農村開発、防災、保健など
 - (イ) ブータン
農業・農村開発、地方行政、村落コミュニティーにおける企業家育成、防災におけるジェンダー配慮など
- 4) JICA事業におけるジェンダー主流化状況のレビュー及びジェンダー主流化に向けた教訓：
 - ・安全管理情報、地理的条件等を踏まえ、各国2～3件程度を選定し、JICA事業におけるジェンダー主流化状況をC/P機関やJICAのジェンダーに係る方針、関係者の意向など多角的な視点から検証する。ジェンダー視点がどのように組み込まれているか、あるいはないかを以下の観点から確認し、今後の事業展開へのジェンダー主流化を促進するための教訓を抽出する。なお、形成中の案件については、案件形成においてジェンダーの視点に立った提言を行う。
 - ・その背景・理由
 - ・対象地域の女性の状況
 - ・ジェンダーに関連する社会規範・慣習、社会活動上の制約、ジェンダーに基づく暴力の状況など
 - ・性別別役割分担、意思決定プロセスへの女性の参画状況等
 - ・当該セクターにおけるジェンダー関連政策・制度
- 5) ジェンダー視点を組み込んだことによるインパクト（プロジェクトによりジェンダーギャップが助長されていないか、プロジェクトで更にジェンダーギャップを縮める工夫が可能か等の視点も含める）など
- 6) 国際機関、NGO、その他の機関のジェンダー関連戦略及び援助事業
- 7) 当該国におけるジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点
セクター別／地域別／社会特性（宗教、民族、カースト等）別、もしくは個別案件に対するジェンダー主流化に係る提言、ジェンダー平等や女性のエンパワメントを主眼に置いた案件形成に係る提言

8) ジェンダー関連の情報源 (関連機関／組織・人材リスト、関連資料及び文献リスト)

(3) 調査工程

具体的担当事項は以下のとおりとする。

1) 国内準備期間(2016年9月上旬～10月上旬:10日間)

- ア JICA社会基盤・平和構築部及び他関連部署との打合せ及び資料レビューを通じ以下の項目を確認する。
 - (ア) 対象国におけるJICAの事業実施方針、重点セクター、実施中JICA事業
- イ 上記(ア)を踏まえ、本調査で重点とするセクター及び調査対象案件を含めた全体調査方針
上記アの結果を踏まえ、①調査概要(調査方針、調査手法、重点セクター、調査対象案件等を含む)、②訪問先リスト、③日程案(すべて和文・英文)及び④調査説明用資料(英文)等を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出する。(現地調査出発2週間前を目安(イランについては現地調査出発1ヶ月前に提出))
- ウ 以下の項目に係る国内で収集可能な文献・報告書レビュー及び関係者インタビューを行い、データ及び情報を整理・分析する。
 - (ア) 基礎指標(教育、保健、その他社会経済分野におけるジェンダー別基礎データ・統計の収集)
 - (イ)対象国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み
 - (ウ) 主要セクターにおけるジェンダー状況
 - (エ) JICA事業におけるジェンダー主流化状況、課題
 - (オ) 国際機関、他援助機関、NGO、その他の機関のジェンダー関連戦略及び援助事業
 - (カ) 現地調査で訪問する機関のうち、事務局がアポイントメントの取り付けを行わない機関(一部の国際機関やNGO等)に関し、アポイントメントの取り付けを行う。
 - (キ) 質問票(英)を作成し、訪問機関及びJICA社会基盤・平和構築部、現地JICA事務所に送付する。

2) ブータン現地派遣期間(2016年10月上旬～10月下旬:14日間)

- ア JICAブータン事務所と調査方針及び日程の確認を行う。
- イ 調査方針に沿って、事前にJICA事務所を通じて送付した質問票を回収・分析するとともに、上記(3)1)ウの(ア)～(オ)の調査項目について、国内作業で入手できなかった範囲を文献・資料収集や関係者へのインタビューにより調査する。ウ 調査結果を取りまとめ、当該国におけるジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点を抽出する。
- ウ 調査結果を取りまとめ、当該国におけるジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点を抽出する。
- エ JICAブータン事務所内で説明会を開催し、ナショナル・スタッフ及び専門家を含むJICA関係者に対し調査結果を報告し、JICA関係者のコメントを調査結果に反映させる。

3) ブータンに関する調査結果のとりまとめ、報告書ドラフト(和文)作成(2016年10月下旬～11月上旬:10日間)

- ア 収集資料を整理・分析し、調査結果の取りまとめを行い、報告書(和文)ドラフトを作成する。
- イ JICA本部にて調査結果報告及び報告書(和文)ドラフト内容の説明を行い、出席者からのコメント聴取を行う。また、メールベースでJICA内関係部署(社会基盤・平和構築部、地域部、課題部、各在外事務所、その他調査に関係した部署)に対しコメント依頼を行う。
- ウ 各部署からのコメントを取りまとめ、JICA社会基盤・平和構築部とその対応方法について確認の上、報告書ドラフトに反映させる。

4) イラン現地派遣期間(2016年11月上旬～11月下旬:14日間)

- ア JICAイラン事務所と調査方針及び日程の確認を行う。
- イ 調査方針に沿って、事前にJICA事務所を通じて送付した質問票を回収・分析するとともに、上記(3)1)ウの(ア)～(オ)の調査項目について、国内作業で入手できなかった範囲を文献・資料収集

や関係者へのインタビューにより調査する。

ウ 調査結果を取りまとめ、当該国におけるジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点を抽出する。

エ JICAイラン事務所内で説明会を開催し、ナショナル・スタッフ及び専門家を含むJICA関係者に対し調査結果を報告し、JICA関係者のコメントを調査結果に反映させる。

5) イランに関する調査結果のとりまとめ、報告書ドラフト(和文)作成(2016年11月下旬～12月上旬:10日間)

ア 収集資料を整理・分析し、調査結果の取りまとめを行い、報告書(和文)ドラフトを作成する。

イ JICA本部にて調査結果報告及び報告書(和文)ドラフト内容の説明を行い、出席者からのコメント聴取を行う。また、メールベースでJICA内関係部署(社会基盤・平和構築部、地域部、課題部、各在外事務所、その他調査に関係した部署)に対しコメント依頼を行う。

ウ 各部署からのコメントを取りまとめ、JICA社会基盤・平和構築部とその対応方法について確認の上、報告書ドラフトに反映させる。

6) 帰国後整理期間(2016年12月上旬～2017年1月下旬:6日間)

ア JICA内関係部署に内容確認を行い、報告書(和文)を完成させる。

イ 報告書(和文)の内容に従い、報告書(英文)ドラフトを作成する。

ウ JICA内関係部署に報告書(英文)ドラフトの内容確認を行い、報告書(英文)を完成させる。

8. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。(2)ジェンダー情報整備調査報告書を最終成果品とする。

(1) 2ヶ国の現地業務結果報告書(現地業務終了時に現地関係者に現地業務の結果を共有する)
英文のみ(製本の必要はありません)

(2) 2ヶ国のジェンダー情報整備調査報告書
各国和文・英文各3部(簡易製本)

電子データ(CD-R) 2枚(2ヶ国の電子データを取りまとめたもの)

※報告書の仕様は、「[コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン](#)」に基づくものとする。

※英語の成果品に関しては、英語を母国語とする人が違和感なく理解できる仕上がりとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「[コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン](#)」(2014年4月)(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。航空便経路は本邦-対象国間(パロ、テヘラン)の経済性及び利便性を考慮した路線を選択してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年10月上旬～10月下旬の間に14日間(ブータン)、2016年11月上旬～11月下旬の間に14日間(イラン)を予定しています。なお、イラン現地派遣に関しては、事前にイラン外務省に調査の内容を提供する必要があることから、1か月前には現地調査の詳細な日程を決定する必要があります。また、ブータンに関しては、10月7日、11日、12日、13日が祭日ですので、そのことを踏まえた現地業務の日程を組む必要があります。

本調査へのJICA本部からの参团はありません。

② 現地での業務体制

本業務に係る業務従事者は、本コンサルタントのみです。

③便宜供与内容

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
あり（英語 - 現地語）
- オ) 現地日程のアレンジ
原則、JICA がアレンジしますが、一部の国際機関や NGO 等に関しては、コンサルタントから直接連絡を取ってもらう場合があります。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

これまでに作成された国別ジェンダー情報整備報告書は、下記URL内「国別情報整備調査」に掲載されています。

<http://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/more.html>

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。

- 2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

- 3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。